

平成28年度 第1回嘉麻市食料・農業・農村審議会 会議録

1. 審議会の名称 平成28年度 第1回嘉麻市食料・農業・農村審議会
2. 開催日時 平成28年11月22日(火) 10時00分～
3. 開催場所 嘉穂庁舎 嘉穂第1会議室
4. 公開又は非公開の別 公開
5. 非公開の理由(会議を非公開とした場合のみ)

6. 出席者

(1) 委員

大塚 裕子 委員 山本 博 委員 福澤 慶子 委員 吉貝 東亜子 委員
萩尾 邦広 委員 石井 薫 委員
※ 欠席 古賀 恵美子 委員 中村 由美 委員 梅野 重雄 委員

(2) 執行機関

○産業振興課 課長 篠崎慶太 課長補佐 鎌田一誠 農政係長 高井朋仁

7. 傍聴人数(会議を公開とした場合のみ) 0人

8. 議題及び協議内容

(1) 委嘱書交付

各選出機関(農業委員会ほか)より9名選出の委員のうち、出席委員6名に対し委嘱書交付を行った。欠席者については、後日事務局より交付することとした。

◎委嘱書交付者

【農業委員会選出】	大塚 裕子氏
【農事区長会選出】	山本 博氏
【女性農村アドバイザー経験者選出】	古賀 恵美子氏
【食生活推進会】	福澤 慶子氏
【カッホー馬古屏選出】	吉貝 東亜子氏
【福岡嘉穂農協女性部選出】	中村 由美氏
【農業者の代表(認定農業者)】	萩尾 邦広氏
【農業者の代表(組織代表者)】	石井 薫氏
【環境保全型農業組織選出】	梅野 重雄氏

(2) 産業振興課長あいさつ

(3) 会長・副会長選出

前会長・前副会長任期満了後初の審議会のため、新会長・新副会長選出は事務局にて議事を進行した。

立候補、委員推薦がなかったため、事務局が会長・副会長の推薦をした。

会 長 梅野 重雄氏 副会長 石井 薫氏

出席委員全員の合意により、梅野重雄氏が会長に就任、石井薫氏が副会長に就任した。

なお、梅野会長については、本人了解済みであることを報告。

梅野会長は、本日審議会を欠席のため、副会長が議事進行を行った。

【協議内容等】

(1) 嘉麻市食料・農業・農村基本計画見直しの検討について

計画見直しを検討するため、事務局より計画の内容を説明し、計画策定時に見込んだ各目標値と現状を報告。

<審議結果>

審議を行った結果、今回は小規模な見直しに留め、次回（本計画策定から10年経過後）の新たな計画を策定する際には、大幅な改正を行う方向性で合意。

委員にて各自持ち帰り検討を行い、次回の審議会において意見を出し合い判断することとした。

(2) その他

・本日の会議を欠席した委員については、事務局から申し送ることとした。

9. 配布資料

(1) 嘉麻市食料・農業・農村政策審議会委員名簿

(2) 諮問書の写し

(3) 嘉麻市食料・農業・農村基本計画（冊子）

(4) 嘉麻市食料・農業・農村政策審議会規則

(5) 食料・農業・農村基本計画の概要（農林水産省発行）

附属機関等委員名簿

1 附属機関等の名称 嘉麻市食料・農業・農村政策審議会

(所管: 部 産業振興 課)

2 設置根拠 嘉麻市食料・農業・農村基本条例第11条第2項

3 任 期 2年

4 名 簿

提出日 H28年 9月 1日

	氏 名	(フリガナ)	性別	生年月日	年齢	住 所	電話番号	通算在任期間	役職名等	現 任 期		備 考
										自	至	
1	大塚 裕子	オオツカ ユウコ	女					年 月		平成28年9月1日	平成30年8月31日	農業委員会
2	山本 博	ヤマモト ヒロシ	男					年 月		平成28年9月1日	平成30年8月31日	農事区長会
3	古賀 恵美子	コガ エミコ	女					年 月		平成28年9月1日	平成30年8月31日	女性農村アドバイザー 経験者
4	福澤 慶子	フクザワ ケイコ	女					年 月		平成28年9月1日	平成30年8月31日	食生活推進会
5	吉貝 東亜子	ヨシガイ トアコ	女					年 月		平成28年9月1日	平成30年8月31日	カッホー馬古屏
6	中村 由美	ナカムラ ユミ	女					年 月		平成28年9月1日	平成30年8月31日	福岡嘉穂農協女性部
7	萩尾 邦広	ハギオ クニヒロ	男					年 月		平成28年9月1日	平成30年8月31日	農業者の代表 (認定農業者)
8	石井 薫	イシイ カオル	男					年 月	副会長	平成28年9月1日	平成30年8月31日	農業者の代表 (組織代表者)
9	梅野 重雄	ウメノ シゲオ	男					年 月	会長	平成28年9月1日	平成30年8月31日	環境保全型農業組織
10								年 月				
11								年 月				
12								年 月				
13								年 月				
14								年 月				
15								年 月				

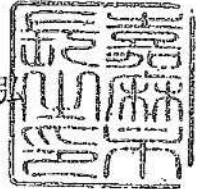
備考

- 1 通算在任期間の欄には、引き続き当該附属機関等の委員となる者の最初の任期の委嘱から今回の任期の満了する日までの機関(1月未満は切り上げ)を記入すること。
- 2 役職名等の欄には、委員長、副委員長等を記入すること。
- 3 公募による委員の場合は、備考欄に「公募」と記入すること。
- 4 任期途中で委員の変更があった場合は、旧委員を見え消して、新しい欄に新委員を追加で記入すること。

28 嘉産第 1203 号
平成 28 年 10 月 11 日

嘉麻市食料・農業・農村政策審議会会長 殿

嘉麻市長 赤間 幸弘



嘉麻市食料・農業・農村基本計画の見直しについて（諮問）

平成 24 年 9 月に策定されました「嘉麻市食料・農業・農村基本計画」については、嘉麻市食料・農業・農村基本条例（平成 19 年 3 月 26 日条例第 4 号）第 8 条第 4 項に計画の見直しを検討する旨定められているため、ご検討いただきたく、貴会の意見を求めます。

※ 嘉麻市食料・農業・農村基本条例（平成 19 年 3 月 26 日条例第 4 号）第 8 条第 4 項

「市長は、食料、農業及び農村を取り巻く情勢の変化を勘案し、おおむね 5 年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない」

○嘉麻市食料・農業・農村政策審議会規則
平成19年3月26日規則第5号
改正

平成21年3月31日規則第12号
平成26年10月1日規則第20号

嘉麻市食料・農業・農村政策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市食料・農業・農村基本条例（平成19年嘉麻市条例第4号）第11条第5項の規定に基づき、嘉麻市食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 会議に付した事件の件名及び議事経過

(4) 議決した事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(部会)

第6条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業振興課において処理する。

一部改正〔平成21年規則12号・26年20号〕

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第12号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第20号抄）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年10月6日から施行する。